

【R6. 4. 1～】「横浜市道路占用料条例」別表新旧対照表

現行			
占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき 1年	3,100円
	第二種電柱		4,700円
	第三種電柱		6,400円
	第一種電話柱		2,800円
	第二種電話柱		4,400円
	第三種電話柱		6,100円
	その他の柱類		280円
	共架電線その他上空に設ける線類	1mにつき 1年	28円
	地下に設ける電線その他の線類		17円
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	2,700円
	地下に設ける変圧器	1㎡につき 1年	1,700円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	5,500円
	郵便差出箱		2,300円
	広告塔	1㎡につき 1年	14,000円
その他のもの	5,500円		
法第32条第1項第2号に掲げる工作物	外径が0.07m未満のもの	1mにつき 1年	120円
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		170円
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		250円
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		330円
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		500円
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		660円
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		1,200円
	外径が0.7m以上1m未満のもの		1,700円
外径が1m以上のもの	3,300円		
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		1㎡につき 1年	5,500円

改正後(R6.4.1以降)				
占用物件		単位	占用料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき 1年	3,100円	
	第二種電柱		4,800円	
	第三種電柱		6,400円	
	第一種電話柱		2,800円	
	第二種電話柱		4,400円	
	第三種電話柱		6,100円	
	その他の柱類		280円	
	共架電線その他上空に設ける線類	1mにつき 1年	28円	
	地下に設ける電線その他の線類		17円	
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	2,700円	
	地下に設ける変圧器	1㎡につき 1年	1,700円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	5,500円	
	郵便差出箱		2,300円	
	広告塔	1㎡につき 1年	15,000円	
その他のもの	5,500円			
法第32条第1項第2号に掲げる工作物	外径が0.07m未満のもの	1mにつき 1年	120円	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		170円	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		250円	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		330円	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		500円	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		660円	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		1,200円	
	外径が0.7m以上1m未満のもの		1,700円	
外径が1m以上のもの	3,300円			
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの 1mにつき 1年	17円
		その他のもの	55円	
	その他のもの	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき 1年	4,400円
		上空に設けるもの	1㎡につき 1年	2,800円
	地下に設けるもの	1,700円		
その他のもの		5,500円		
法第32条第1項第4号に掲げる施設		1㎡につき 1年	5,500円	

現行				
占 用 物 件			単 位	占用料
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1㎡につき1年	AIに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		AIに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		AIに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路	6,800円		
	地下に設ける通路	4,100円		
	その他のもの		5,500円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1㎡につき1日	140円
	その他のもの		1㎡につき1月	1,400円
施行令第7条第1号に掲げる物件	看板	一時的に設けるもの	1㎡につき1月	1,400円
		その他のもの	1㎡につき1年	14,000円
	標 識		1本につき1年	4,400円
	旗ざお	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	140円
		その他のもの	1本につき1月	1,400円
	幕	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1㎡につき1日	140円
		その他のもの	1㎡につき1月	1,400円
	アーチ	車道横断	1基につき1月	14,000円
		その他のもの		6,800円
	施行令第7条第2号に掲げる工作物			1㎡につき1年
施行令第7条第3号に掲げる施設			1㎡につき1年	AIに0.033を乗じて得た額
施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			1㎡につき1月	1,400円
施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			1㎡につき1月	550円
施行令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			AIに0.011を乗じて得た額
	上空に設けるもの			AIに0.023を乗じて得た額
	地下（トンネル上の地下を除く。）に設けるもの	階数1のもの		AIに0.005を乗じて得た額
		階数2のもの		AIに0.008を乗じて得た額
		階数3以上のもの		AIに0.01を乗じて得た額
その他のもの			AIに0.033を乗じて得た額	
施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物		1㎡につき1年	AIに0.011を乗じて得た額
	その他のもの			AIに0.008を乗じて得た額
施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			AIに0.023を乗じて得た額
	その他のもの			AIに0.008を乗じて得た額
施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			AIに0.011を乗じて得た額
	上空に設けるもの			AIに0.023を乗じて得た額
	その他のもの			AIに0.033を乗じて得た額
施行令第7条第12号に掲げる器具				AIに0.033を乗じて得た額

改正後(R6.4.1以降)				
占 用 物 件			単 位	占用料
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1㎡につき1年	AIに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		AIに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		AIに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路	7,600円		
	地下に設ける通路	4,500円		
	その他のもの		5,500円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1㎡につき1日	150円
	その他のもの		1㎡につき1月	1,500円
施行令第7条第1号に掲げる物件	看板	一時的に設けるもの	1㎡につき1月	1,500円
		その他のもの	1㎡につき1年	15,000円
	標 識		1本につき1年	4,400円
	旗ざお	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	150円
		その他のもの	1本につき1月	1,500円
	幕	祭礼、緑日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1㎡につき1日	150円
		その他のもの	1㎡につき1月	1,500円
	アーチ	車道横断	1基につき1月	15,000円
		その他のもの		7,600円
	施行令第7条第2号に掲げる工作物			1㎡につき1年
施行令第7条第3号に掲げる施設			1㎡につき1年	AIに0.031を乗じて得た額
施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			1㎡につき1月	1,500円
施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			1㎡につき1月	550円
施行令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			AIに0.008を乗じて得た額
	上空に設けるもの			AIに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネル上の地下を除く。）に設けるもの	階数1のもの		AIに0.004を乗じて得た額
		階数2のもの		AIに0.006を乗じて得た額
		階数3以上のもの		AIに0.007を乗じて得た額
その他のもの			AIに0.025を乗じて得た額	
施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物		1㎡につき1年	AIに0.01を乗じて得た額
	その他のもの			AIに0.007を乗じて得た額
施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			AIに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			AIに0.007を乗じて得た額
施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			AIに0.01を乗じて得た額
	上空に設けるもの			AIに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			AIに0.031を乗じて得た額
施行令第7条第12号に掲げる器具				AIに0.025を乗じて得た額

現行			
占 用 物 件		単 位	占用料
施行令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	1㎡につき 1年	AIに0.011を乗じて得た額
	上空に設けるもの		AIに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		AIに0.033を乗じて得た額

(備考)

- 1 令とは、道路法施行令(昭和27年政令第479号)をいう。
- 2 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下 この項において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条 の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電 線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は 電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔、看板又は幕の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 AIは、近傍類似の土地(令第7条第8号及び第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地 価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。

改正後(R6.4.1以降)			
占 用 物 件		単 位	占用料
施行令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	1㎡につき 1年	AIに0.01を乗じて得た額
	上空に設けるもの		AIに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		AIに0.031を乗じて得た額
施行令第7条第14号に掲げる施設		1㎡につき 1年	AIに0.031を乗じて得た額

(備考)

- 1 令とは、道路法施行令(昭和27年政令第479号)をいう。
- 2 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下 この項において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条 の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電 線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は 電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔、看板又は幕の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 AIは、近傍類似の土地(令第7条第8号及び第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地 価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。